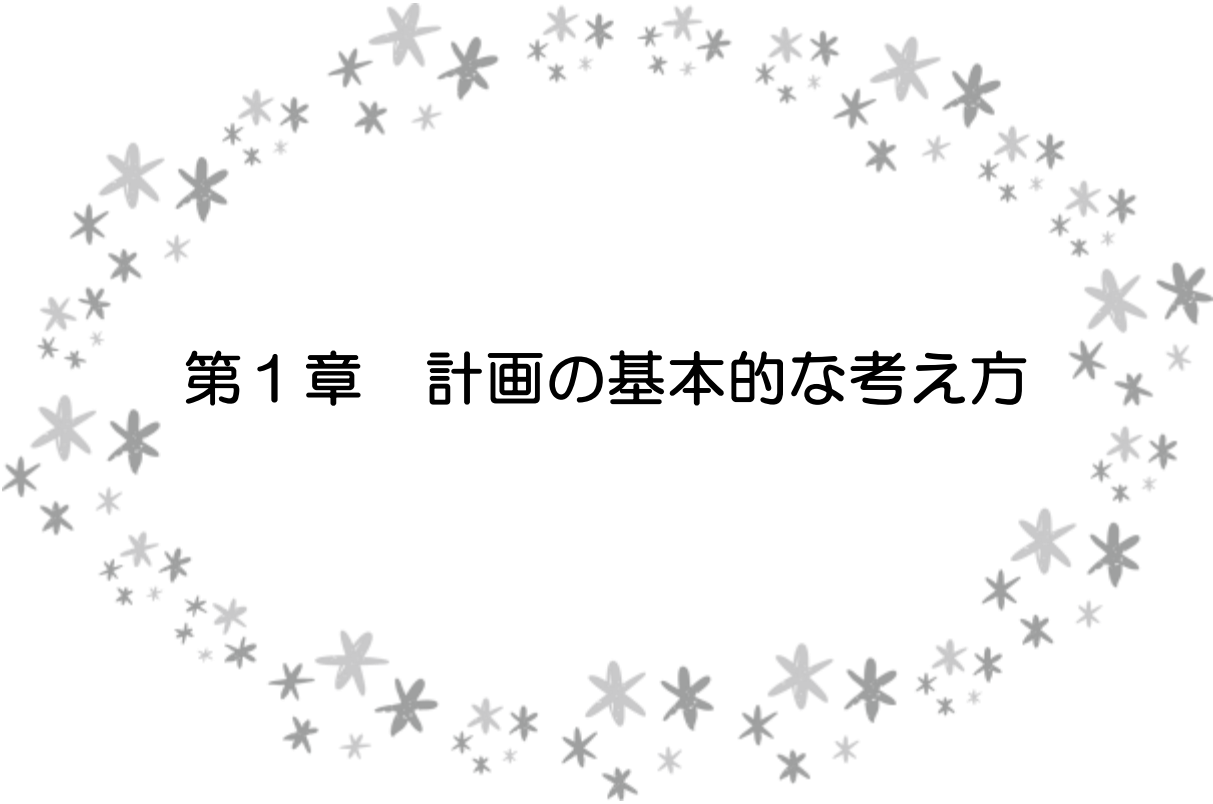




第1編 総論



第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景及び趣旨

土浦市では、健康増進法第8条第2項の規定に基づき、平成22年3月に「健康つちうら21」（計画期間：平成22年度～平成26年度）を策定しました。この計画は、国が示した「健康日本21」の地方計画として、土浦市の市民一人ひとりが21世紀の少子高齢社会を「健康で明るく元気に」暮らせるよう、「一次予防」に重点を置いた健康づくり対策を推進し、平成26年度に計画期間が終了しました。

次の「第2次健康つちうら21」（計画期間：平成27年度～平成31年度）では、国・県の動向を踏まえたうえで、食育基本法第18条第1項に基づく「食育推進計画」を合わせた計画として、ヘルスプロモーションの視点を持って、個人や家庭、地域、行政、関係機関及び団体等が一体となり「笑顔があふれる 健康なまち つちうら」をめざしてきました。

今回、前計画の施策や事業の進捗、目標数値等の達成状況の調査・検証・評価を行い、新たに「第3次健康つちうら21」を策定します。国においては「健康増進法」、「食育基本法」に基づきそれぞれの計画が策定されていることから、第2次計画までは健康増進と食育推進を分野として分けて考えてきました。第3次計画からは「食」が健康の維持・増進について欠かせないことがらであり、「食育」という考え方が一般社会に浸透してきていることから、テーマとして「食」と「健康」を一体的に組み込みます。それぞれの施策を推進することで、日常生活が制限されることなく自立して生活できる期間である「健康寿命」を延ばし、市民一人ひとりの「健康格差」を縮小し、市民の健康増進をめざします。



【国の動き】

○「健康日本21」



国においては、平成12年に「健康日本21」を定め、「壮年期死亡の減少」、「健康寿命の延伸」、「生活の質の向上」を実現することを目的として事業を推進してきました。さらに、平成24年には「健康日本21（第二次）」を定め、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」、「栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善」などを目標として施策の推進を図ってきました。平成30年度の間評価により、受動喫煙の機会の減少、自殺者の減少、肥満傾向児の割合の減少など一部指標の見直しを盛り込み、推進の強化にあたっています。

◇健康日本21（第二次）の基本的な方向
10年後を見据えた健康づくり

■国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向

- （1）健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- （2）生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- （3）社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- （4）健康を支え、守るための社会環境の整備
- （5）栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善



○「食育推進基本計画」

「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」ことを目的として、平成17年に「食育基本法」が制定されました。同法に基づき「食育推進基本計画」（平成18年～平成22年）、「第2次食育推進基本計画」（平成23年～平成27年）を策定し、都道府県・市町村・関係機関・団体等、多様な主体とともに食育を推進してきました。

さらに平成28年には「第3次食育推進基本計画」を策定し、生涯にわたって、健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことを旨として、健康寿命の延伸や生産から食卓までの食べ物の循環を意識した取組、地域の食文化の継承などを盛り込んだ重点課題を定め、施策の推進を図っています。

◇第3次食育推進基本計画の基本的な方向
「実践の環を広げよう」

■重点課題

- （1）若い世代を中心とした食育の推進
- （2）多様な暮らしに対応した食育の推進
- （3）健康寿命の延伸につながる食育の推進
- （4）食の循環や環境を意識した食育の推進
- （5）食文化の継承に向けた食育の推進

【県の動き】



○「健康いばらき21プラン」

茨城県では、国が策定した「健康日本21」の地方計画として、平成13年3月に「健康いばらき21プラン」を策定し、平成20年3月には、「健康日本21」の改訂と期間延長にあわせて内容を見直すなど、県民の健康づくりの推進を行ってきました。

その後、国において「健康日本21（第二次）」が新たに示され、これに伴い、県民が健康で明るく元気に暮らせる社会の実現をめざし、「第3次健康いばらき21プラン」が平成30年に策定されました。生活習慣病を予防し、健康寿命を延ばすことを目的に、生活習慣の改善、健診の受診勧奨などの取組や働く世代の健康問題の改善などに目を向け、施策の推進を図っています。

◇第3次健康いばらき21プランの主目標

すべての県民が健康で明るく元気に暮らせる社会の実現

■従目標

- （1）健康寿命の延伸
- （2）生活の質の向上
- （3）社会環境の質の向上

合言葉は

○「茨城県食育推進計画」

茨城県では、食育基本法第17条第1項の規定及び国の食育推進基本計画に基づき「茨城県食育推進計画」が平成19年に策定されました。これは、①健全な食生活の実践、食料生産への理解、食文化の継承、食品の安全確保などを横断的に示し、その実現に必要な取組を総合的かつ計画的に推進する、②県民一人ひとりが食育の実践者として積極的に取り組むための計画とする、③行政をはじめ、家庭、保育所、学校、地域、保健医療、農林漁業、食品関連事業等の関係者による、自発的かつ連携した食育を推進する共通の計画として、積極的に活用するとの趣旨で策定されたものです。

平成28年には、これまでの取組の成果や国の食育推進基本計画改定などを踏まえた「茨城県食育推進計画（第三次）」が策定されています。

◇茨城県食育推進計画（第三次）の基本理念

食育を通じて生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む

■重点項目

- （1）学校、保育所等における食育の充実
- （2）高校生から20歳代を中心とした若い世代への食育の推進
- （3）生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
- （4）食育等を通じた高齢者の健康づくり
- （5）地域の農林水産物を活用した食生活の推進
- （6）食育を支援する食環境整備の推進

2 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

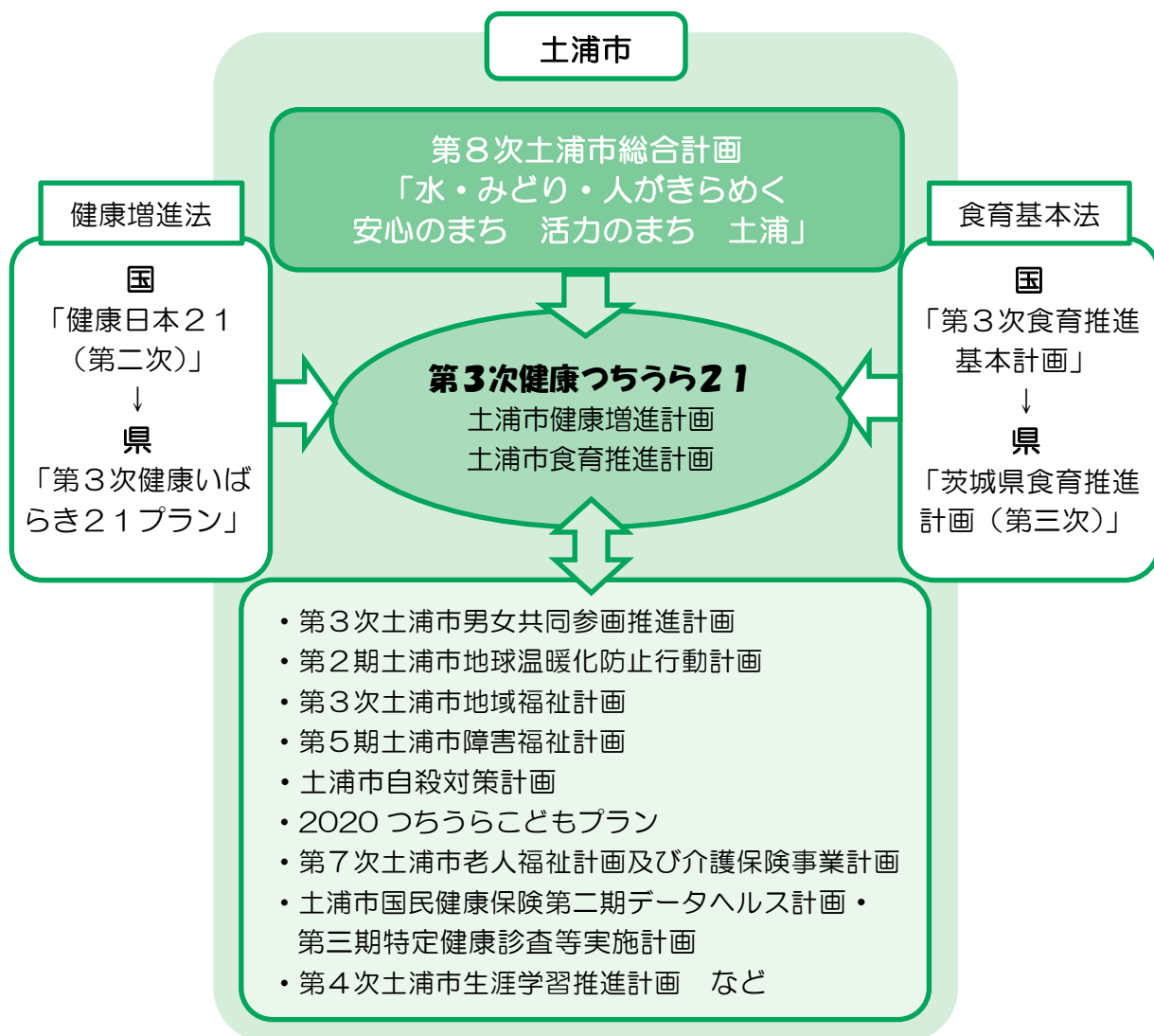
健康増進計画は、健康増進法の第8条第2項に、また、食育推進計画については、食育基本法の第18条第1項により、市町村に努力義務として位置づけされています。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、土浦市の総合計画である「第8次土浦市総合計画」を上位計画とし、健康分野において密接に連携する生活習慣病の予防、早期発見、早期治療、重症化予防を目的とした土浦市国民健康保険第二期データヘルス計画・第三期特定健康診査等実施計画をはじめ、関連する第3次土浦市地域福祉計画、第7次土浦市老人福祉計画及び介護保険事業計画、第5期土浦市障害福祉計画、2020 つちうらこどもプランなど土浦市が策定した各種計画との整合性を図りながら作成します。

また、国が策定した「健康日本21（第二次）」、「第3次食育推進基本計画」と茨城県が策定した「第3次健康いばらき21プラン」、「茨城県食育推進計画（第三次）」の理念に基づき、すべての市民が健康づくり及び食育の推進に取り組む行動計画とします。

◇諸計画の位置づけのイメージ



第3次健康つちうら21 策定に向けたフロー

第2次 健康つちうら21

(平成27年度～平成31年度)

健康づくりの推進
【健康増進計画】



食育の推進
【食育推進計画】

動向や現状を踏まえた市の取組

▽ 国や県の近年の動向

国

健康日本21（第二次）

第3次食育推進基本計画

県

第3次健康いばらき21プラン

茨城県食育推進計画（第三次）

▽ 市民の健康を取り巻く現状

● 社会環境の変化と影響

- ・人口減少と少子高齢化の進展
- ・食生活、就労形態の多様化
- ・糖尿病などの生活習慣病の増加
- ・精神疾患の増加
- ・食に対する不安
- ・地球環境の変化に対する不安

● 土浦市の現状

- ・人口： 13.8万人(R1)→13.4万人(R7推計)と、今後減少傾向が予想
- ・都市基盤、医療体制の充実
- ・就業者数の減少

第3次健康つちうら21 計画の策定

(平成30年度～令和元年度)

○健康づくりアンケートの実施(平成30年度)

○学識経験者、関係機関及び団体等参加の推進委員会による

○パブリックコメントの実施(令和元年度)

第3次 健康つちうら21

(令和2年度～令和6年度)

土浦市健康増進計画及び
食育推進計画

【基本理念】笑顔があふれる 健康なまち つちうら

テーマ【取組分野】

- | | |
|-----------------|---------------------|
| (1) 身体活動・運動 | (6) 休養・こころの健康 |
| (2) 食生活の基礎づくり | (7) たばこ・アルコール |
| (3) 歯と口腔の健康 | (8) 食育を推進するための体制づくり |
| (4) 食の大切さを伝える活動 | (9) 医療と健康 |
| (5) 食の安心・安全の確保 | (10) 食文化の継承・地産地消 |

ライフステージ別にめざす健康づくり・食育の推進

○乳幼児期 → ○学童期 → ○思春期 → ○青年期 → ○壮年期 → ○前期高齢期 → ○後期高齢期

健康寿命の延伸をめざす

3 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度を初年度とし、令和6年度を目標年度とする5年間とします。しかしながら、今後さらに少子高齢化が進行することをふまえ、長期的な視点に立ち社会状況や保健医療を取り巻く環境の変化等に対応し、必要に応じて内容の見直しを行います。

年度	H30	R 1	2	3	4	5	6	7	8	～
第2次										
第3次			 計画の推進 							
第4次										
内 容	第2次計画の評価、第3次計画の策定開始	第3次健康つちうら21策定				第3次計画の評価、次期計画の策定開始	次期計画の策定	次期計画の推進		